

「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、ごみ減量化・再資源化に取り組む店舗、事業所等を「ごみ減量化再資源化推進宣言の店」として指定することにより、ごみ減量化・再資源化への取り組みをさらに拡大し、併せて市民の積極的な利用と協力を得ることにより、市、市民、事業所が一体となったごみ減量化運動の展開を図ることを目的とする。

(対 象)

第2条 「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」の対象は、市内店舗、事業所とする。

(指 定)

第3条 「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」の指定を受けようとする事業者は、「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申込書の提出があったときは、市長は、別表1の基準に基づき、「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」の指定を行うものとする。

3 市長は、前項の規定により「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」として指定したときは指定書（様式第2号）及び別に定めるステッカーを交付するものとする。

(事業者の義務など)

第4条 事業者は、指定を受けたときの指定基準を遵守するとともに、常にごみ減量化・再資源化に留意し、実践をしなければならない。

2 市長は、事業者が「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」の趣旨に反した場合は、指定を取り消すことができる。

3 市長は、指定店に対し、ごみ減量化、再資源化の状況を調査することができる。

(補 足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

1 この要綱の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

2 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 1

- 1) 資源物（牛乳パック、空き缶、食品トレイ、など）の回収推進
- 2) 簡易包装の推進
- 3) 使い捨て容器、製品の使用削減
- 4) 買い物袋の再利用促進
- 5) 再生製品の使用と販売
- 6) 店舗、事業所等で発生する紙類、ビン類、缶類などのリサイクルの推進
- 7) 広告、チラシ、事務用紙等の再生紙使用促進と使用量の抑制
- 8) 市民へのごみ減量化、再資源化の呼びかけ
- 9) 従業員へのごみ減量化、再資源化教育の推進
- 10) 地域のガレージセールなどへの場の提供
- 11) その他、各店舗、事業所等の創意・工夫によるごみ減量化、再資源化の推進

「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店・事業所」申込書

年 月 日

伊 丹 市 長 様

申込者 所在地

店舗・事業所

代表者名

担当者名

電話番号

「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店・事業所」として、趣旨に賛同し、下記のとおり申し込みます。

推進事項

次の事項を推進し、ごみの減量化、再資源化に務めます。

(貴店で取り組まれる事項に○印をつけてください。)

- 1) 資源物（牛乳パック、空き缶、食品トレイ、ペットボトルなど）の回収推進
- 2) 簡易包装の推進
- 3) 使い捨て容器、製品の使用削減
- 4) 買い物袋の再利用促進（買い物袋持参運動の実施、レジ袋を透明・白色半透明にする、またはレジ袋廃止など）
- 5) 再生製品の使用と販売
- 6) 店舗、事業所等で発生する紙類、ビン類、缶類などのリサイクルの推進
- 7) 広告、チラシ、事務用紙等の再生紙使用促進と使用量の抑制
- 8) 市民へのごみ減量化、再資源化の呼びかけ
- 9) 従業員へのごみ減量化、再資源化教育の推進
- 10) 地域のガレッジセールなどへの場の提供
- 11) その他、各店舗、事業所等の創意・工夫によるごみ減量化、再資源化の推進
()

※ 店が複数の場合は、各店ごとに申し込んで下さい。

指 定 証

ごみ減量化・再資源化推進宣言の店

様

あなたの店を「ごみ
減量化・再資源化推進宣言
の店」に指定します

年 月 日

伊丹市長